

山口県報

平成 20 年
5 月 7 日
(水曜日)

目 次

公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....
土地改良区役員の届出(農村整備課).....
-



(一九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十二月十八日山口県公告(六一八)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聽きました。

当該意見は、平成二十年五月七日から同年六月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月七日

山口県知事 二井 関 成

一大規模小売店舗の名称及び所在地
一 名 称 ゆめタウン南岩国
所 在 地 岩国市南岩国町一丁目一〇番三〇号
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一九九) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十年五月七日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称
下関市王喜土地改良区

理 事
監事の別

姓 名

所

藤本	坂田	村上	大下	玉樋百合昭	村田	篠原	木屋川本町三丁目五番一六号	下関市松屋本町三丁目三十九	下関市王喜土地改良区
一也	紘一	啓一	利昭	哲夫	稔	益美	木屋川南町二丁目六二八	王喜本町一丁目一四番一七号	理 事
									監事の別
									姓 名
									所

(一九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十二月十八日山口県公告(六一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聽きました。

当該意見は、平成二十年五月七日から同年六月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月七日

山口県知事 二井 関 成

発行所 山口県知事 府庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）

萩市佐々並土地改良区															
宇部市楠北土地改良区															
理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	理	"	"	"
事			事									事			
佐々木勝一	岡本	清水	山本	美澄	山根	藤本	田中	光永	松太郎	山本	田中	梅田	児林	日高	俊文
克巳	克巳	勝	宗次	正義	義孝	博	承嗣	孝久	貞夫	茂美	貞夫	式男			
萩市大字佐々並二六〇六の三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	大字東吉部一八九五	大字西吉部二九四八	大字西吉部三三五六	大字東吉部四一八三の一	"	"	一七二五	一〇〇二	一七二五	大字西吉部一九三五	大字東吉部一九五一	木屋川南町二丁目六三三の三	王喜本町三丁目一四番一一号